

廃棄物処理法 第二十二條

法十二の二

令六の六

法 律 施 行 令

施 行 規 則

8 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

〔30-5...処理責任者等設置義務違反〕

9 前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。

規八の十六の四、規八の十七

存期間）
 第八条の十六の四 第八条の四の三の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第五号の環境省令で定める期間について準用する。

（平一四環省令一・追加、平二三環省令一・一部改正）

（特別管理産業廃棄物管理責任者の資格）

第八条の十七 法第十二条の二第九項の環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場
- イ 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- ロ 一年以上法第二十条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者
- 二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場
- イ 一年以上法第二十条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- ロ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。ハにおいて同じ。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大